

平成20年度(2008年度)金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	公 法
------	-----

問題1と問題2の解答は、それぞれ別の答案用紙を用いること。

問題1

次の文章は、最高裁判決からの抜粋である。これを読んで、下記の設問に答えよ。

「憲法15条1項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が『日本国民』に存するものとする憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。」

「前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素をなすものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう『住民』とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものであるということとはできない。以上のように解すべきことは、当裁判所大法廷判決の趣旨に徴して明らかである。」

「このように、憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものであるとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。」

(最高裁平成7年2月28日第三小法廷判決・民集49巻2号639頁)

【設問】

上記判決及び通説は、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する外国人の選挙権について、憲法上保障されていないと解している。これに対して、憲法15条1項及び93条2項の規定の文言の違いに着目して、定住外国人の地方選挙権を認めることができるという学説上の有力説がある。

この有力説を説明し、それに対するあなたの見解を述べよ。

問題2

最高裁判所は、裁判所法31条1項、31条の5に基づき、全国の地方裁判所、家庭裁判所の事務の一部を取り扱わせるため、その地方裁判所の管轄区域内に支部または出張所を設置することができる。そして、その具体的な設置場所については、最高裁判所規則により、定められている。

1～10(以下、まとめて「ら」という。)は、A県内の人口の少ないB市内に置かれた、A地方裁判所B支部管轄区域内に住所を有する者である。

その後、最高裁判所は、全国的に地裁、家裁の支部の統廃合を進めるために、裁判官会議により、最高裁判所規則の改正を決定したが、当該規則改正の結果、B支部が廃止されることとなった。

その結果、らは、従来、自宅に近い位置に置かれたB支部において、各種の裁判手続を利用することができたが、B支部の廃止後は、遠隔地の県庁所在地にある地方裁判所、家庭裁判所の本庁舎まで出向かなければならなくなり、このためらは、従来と比較し、相当多くの交通費、及び時間を要するようになった。

らは、今回の最高裁判所の規則改正によるB支部の廃止は、ら各人の有する憲法32条の保障する「裁判を受ける権利」の行使を著しく阻害するものであって、違法な規則改正であると考え、従来通り、裁判所B支部で、裁判所によるリーガル・サービスを受けることを強く望んでいる。そのためには、Xらとしては、どのような法的手段を講ずるのが良いか、弁護士の専門的意見を仰ぐこととした。

【設問】

らから相談を受けた弁護士としては、どのような内容の助言をするのが妥当か、あなたが相談を受けた弁護士の立場に立って報告書を作成せよ。

報告書の中で、訴訟を提起するとき、被告を誰にして、如何なる型の訴訟を提起するのが妥当か、またその訴訟の帰すうについても言及されたい。